

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和4年度第2回松阪市地域包括ケア推進会議
2. 開 催 日 時	令和4年11月11日(金)午後7時00分から午後9時00分
3. 開 催 場 所	松阪地区医師会館2階大会議室
4. 出席者氏名	<p>(会場参加委員)長友会長、櫻井委員、平岡委員、林委員、太田委員、中村昌委員、志田委員、横山委員、泉委員、青木委員、岩本委員、小林正委員、渡部委員、山路委員、中野委員、長島委員、廣本委員 計17名</p> <p>(Web参加委員)田端委員、西井委員、長井委員、中村委員、小林稔委員、近田委員、奥田委員、小林麻委員、中野委員、池田委員 計10名</p> <p>(欠席委員)石田委員、川上委員、中西委員、田中委員、清水委員、木田委員、齋藤委員、市川委員、勝田委員 計9名</p> <p>(会場傍聴)4名</p> <p>(Web傍聴)4名</p> <p>(事務局)◎高齢者支援課：西山参事兼課長、上西担当監、前川主幹、世古主幹、林主任、森川主任、若林主任、中村係員、村林係員、野村係員、齋藤係員</p> <p>◎介護保険課：田中参事兼課長</p>
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	8名
7. 担 当	<p>松阪市殿町1340番地1</p> <p>松阪市 健康福祉部 高齢者支援課</p> <p>電 話 0598-53-4099、4427</p> <p>FAX 0598-26-4035</p> <p>e-mail kourei.div@city.matsusaka.mie.jp</p>

協議事項「地域包括ケアシステムのさらなる推進～権利擁護について理解を深める～」

- 1) 情報提供 令和4年度 新規事業及び重点取り組み、経過報告
- 2) 話題提供
 - ①権利擁護について
 - ②日常生活自立支援事業の現状と事例
 - ③成年後見制度利用状況につて

3)意見交換

議事録 別紙

令和4年度 第2回 松阪市地域包括ケア推進会議 会議録

日 時 令和4年11月11日(金) 19:00～21:00

会 場 松阪地区医師会館2階大会議室

◎出席者【会場出席】

[委員] 長友会長、櫻井委員、平岡委員、林委員、太田委員、中村昌委員、志田委員、横山委員、泉委員、青木委員、岩本委員、小林正委員、渡部委員、山路委員、中野委員、長島委員、廣本委員 計17名

◎出席者【Web出席】

[委員] 田端委員、西井委員、長井委員、中村委員、小林稔委員、近田委員、奥田委員、小林麻委員、中野委員、池田委員 計10名

(欠席委員) 石田委員、川上委員、中西委員、田中委員、清水委員、木田委員、齋藤委員、市川委員、勝田委員 計9名

◎傍聴者【会場参加】4名 【Web参加】4名

[事務局]

◎高齢者支援課：西山参事兼課長、上西担当監、前川主幹、世古主幹、林主任、森川主任、若林主任、村林係員、野村係員、齋藤係員

◎介護保険課：田中参事兼課長

.....

事務局

令和4年度第2回松阪市地域包括ケア推進会議を開催いたします。21時終了を目途に進めてまいりますのでご協力よろしくお願いいたします。

委員さん36名中、15名の方が会場にお越しいただいております。オンラインで6名の方。傍聴としまして会場の方に松阪市の地域包括ケア推進会議の運営幹事会の先生、他傍聴者があると聞いております。今、4名の方が傍聴でおっていただきます。欠席と事前にお聞きしている先生方が7名です。

また、この会議は審議会ということで、公開の場となっておりますので、会議録作成のため録音をさせていただいておりますあらかじめご了承ください。

それから話題提供の講師ということでオレンジのジャケットを羽織っております松阪社協の3名の方にお世話になるのですが、社協のフェイスブックの方にこの会場の様子を載せたいということで皆様の会場の後ろ姿が映るかと思っておりますのでご了承くださいよろしいでしょうか。

それでは最初に資料の確認をさせていただきます。事項書、資料1が名簿、資料2が市役所からの資料、資料4からは講師の方々の資料になります。資料4は権利擁護、資料5は自立支援事業の資料、資料6は成年後見制度の資料、それからアンケートが

ついているかと思えます。不足があるようでしたらおっしゃってください。よろしく
お願いいたします。

それでは事項書に基づきまして会長よろしくお願いいたします。

会長

どうもこんばんは。本日もよろしくお願いいたします。以上挨拶といたします。

事務局

すぐくストレートな挨拶でまた追々よろしくお願いいたします
さて、それでは事項書の 3 の報告事項になりますが、ここからは当会議規則第 6 条に
おきまして会長に進行の方よろしくお願いいたします。

会長

それでは、報告事項資料 2 と 3 をご用意いただいて、資料 2 の方はですね今年度新
規事業及び重点取組事項、資料 3 が福祉まるごと相談室ということでお願いします。

事務局

新しい事業、4 月から 9 月までの実績に基づいてご報告させていただきます。一番上
の在宅医療と介護の連携推進市民啓発ですが、10 月 1 日に在宅医療市民フォーラムを
コミュニティー文化センターで開催させていただいております。パネルディスカッシ
ョンで約 3 年ぶりでした。「私らしい“生き方”そして“逝き方”」と題しまして、もし
在宅介護や医療が必要になったら皆さんどうしますかということではゆる ACP につ
いてのパネルディスカッションを実施させていただきました。松阪市の竹上市長も出
席していただいて啓発をさせていただけたかなと思っております。アンケートの中で
少しだけ抜粋させていただきますと良かったという声が大半だったのですが、家族に
よって考え方が様々で、また在宅介護について理想と現実は違うのだとかそういった
ご意見を頂戴しましたので今後に関し ACP の啓発を続けさせていただきたいと思っ
ております。

次に、2 番目、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施についてです。この事業
は、法改正があり、75 歳以上の方々の健康寿命の延伸を目的として各自自治体の努力義
務によって新規に開始ということがありまして、松阪市では令和 4 年度から開始をさ
せていただいております。全地区で行うのではなくてモデル地区として 3 か所を選ん
で鎌田地区、嬉野地区、飯高地区の 3 つの対象地域において高齢者にフレイル予防を
目的に関係者が関わっていただきました。具体的には、理学療法士、歯科衛生士、管理
栄養士、地域包括支援センター職員、高齢者支援課職員が地域に出てフレイル予防の
支援に入らせていただいております。実績数はそこに書いたとおりで、地域の集いの
場 7 か所に延べ 19 回介入、延べ 208 人に対応させていただいております。個別指導とい
うことで、ハイリスクアプローチでフレイル予防の個別指導を、運動面、食事面、歯科
口腔面について、その専門職の方々が自宅へ訪問していただいたのが 21 人対応して
いただいております。

次に、認知症支援体制の充実です。取り組みについて、認知症の相談をどうしたら
よいかわからない方が多く、窓口の啓発に力を入れて周知した内容を書かせていただ

きました。展示としては、市の図書館と県立図書館です。広報としては、高齢者の暮らしの記事が毎月あるのですが、繰り返し啓発をさせていただいております。加えて、市内を循環している鈴の音バスの中に掲示板がありますが、そこで流させていただいたり、市役所の入口の電光掲示に映したり、多くの方々の目に触れていただけるようあらゆる場所でPRをしました。また、チラシの配布は高齢者支援課だけでなく包括や健康づくりでも配布をしていただいております。講演会は9月3日に当事者の方に来ていただき認知症の方の生活の実態やご本人の思いを直に聞かせていただくことができました。

4番目です。松阪市ではもめんノートの配布を始めましたのが令和2年9月からとなります。今年度9月末までの配布数は累計10,807冊で、今年度9月末までの配布数は522冊です。もめんノートは配るだけでなく書き方の講座をさせていただいているところなのですが、新たな取り組みとしましては、9月から、市役所の地域福祉課でエンディングサポート相談窓口を開設しました。これは、身寄りがない人から相談を受けて、必要な時に市が登録した身元保証協会や葬儀会社等等を紹介することになっています。事前に死後の手続き上のことの相談窓口で事前に決めておくことが支援に繋がるのではないかとということで始まった窓口事務です。身寄りがない一人暮らしの高齢者等、亡くなられた後の様々な手続き、葬儀とか納骨とか、医療費や施設利用の支払い等を心配されている人のための窓口であります。9月1日から14件の相談を受けています。

成年後見センターについては、令和2年度の7月から社協に委託して開設したもので、今年度4月から9月までの相談件数は103件で、毎年相談件数が増えております。

5番目の福祉まるごと相談室は令和4年の7月から、ひきこもり相談窓口は6月から実施させていただいております。担当は健康福祉総務課、去年から新しくできた部署です。そこが3地区、鎌田、嬉野、飯高地区で地域包括支援センターの職員を配置をされてシニアの相談を受けて訪問するという内容です。相談件数としましては、7月から9月末までで3か所で240件を受けている状況です。ひきこもりの相談窓口は、モデル地区ではなくて市役所の健康福祉総務課の一角でご相談を受け付けております。窓口の相談と電話、FAX等これらの手段を用いています。事業の現状報告をすることで紹介をさせていただきました。以上になります。

会長

今、報告事項として地域包括に関わる様々な啓発に関わる事業ということで様々な方面から土台固めをしていただいているということでお話がありました。成年後見の話も入れていただきましたが、今日この後で事項書の次のところです、地域包括ケアシステムの更なる推進ということで特に権利擁護について理解を深めたいと思います。

まずは、三方からお話をさせていただきますが、資料4を用いて社協の福祉のまちづくり課権利擁護係からお話をいただき、日常生活自立支援事業、成年後見制度続きます。それではよろしく願いいたします。

松阪市社会福祉協議会

皆様、こんばんは。先ほども会長の方から紹介いただきました松阪市社会福祉協議会福祉のまちづくり課権利擁護係です。本日は地域包括ケア推進会議の中でこのような権利擁護に関する事について貴重なお時間をいただきほんとうにありがとうございます。今回ですね、松阪市高齢者支援課さんからお話がありまして、特に社会福祉協議会が行っている権利擁護に関する事業、成年後見制度、日常生活自立支援事業について、昨年度はですね、職員の方から制度の説明をさせていただいたと思います。今回は成年後見に関する事、日常生活自立支援事業における現状とか課題とか今日現在関わっている事事例などを通じて委員の方から様々なご意見をいただければなと思っております。よろしくお願いたします。

スライド 1 枚目が題目ということで、2 枚目の方へいかせていただきたいと思います。日常生活をしていく中でスライドにもあげさせていただいているように、住まいのこと、仕事のこと、あとお金に関する事など様々な場面で自分の意志を示して自己決定を行うことが必要な場面が多々あるかなと思います。そういったところで権利擁護の概念として高齢者の方や障がいのある方や精神疾患を患っている方、知的能力が乏しい方など判断能力が十分でない方に対して地域の中で自分らしい社会生活をおくるうえでこういった様々な課題を通して直面した時にその方の尊厳確保、自己決定の権利の行使をどのように支援をしていくかというところの制度設計をしていくところざっくりとした権利擁護の考え方などかなとあげさせていただきました。

実際に、こういった場面が権利擁護と必要と思われるかというところスライドで示したようなことが考えられます。

一つが何らかの理由で判断能力が十分でないところから日常生活をその人らしくおくることができなくなった場合、例えば、認知症などから支払がとどこおり通帳などを無くしてお金の管理が難しくなった場合があげられるかと思えます。判断能力が十分でないところから必要な制度を利用ができなくなって権利を行使できなくなった場合、例えば、支払が滞ることで介護サービス福祉サービスを受けることができなくなる、日常生活がおくることができなくなるところもあるかと思えます。実際のケースでよくあるのですが、判断能力が十分でないことに乗じて虐待とか搾取を受けたりご本人様が騙されたり刑事事件に巻き込まれる場合、例えば、ご家族などが何らかの理由で養うことができない、介護を放棄してしまう、消費者被害オレオレ詐欺とかそういったところの消費者被害にあってしまう場合が必要になる場面かと思えます。制度としてこういったところで権利擁護の支援がされているか現状をスライドで示させてもらいました。

一つが**成年後見制度である契約締結**の支援とサービスの内容についてのモニタリング、日常生活自立支援事業による契約の支援、特に行政サイドの話になってくるかと思えますが、法律に基づく虐待防止のスキルというところ、三番目、法律的な部分になってきますが、苦情解決の第三者機関というところ介護保険法でいくと国保連合会のほうで苦情処理委員会というところがあります。そういったところが一つかな、あと社会福祉法のなかで県の社会福祉協議会がしているのですが、運営適正化委員会と

いうところがありますのでそこも一つ苦情解決の組織の一つになると思います。各事業所とか社会福祉協議会にもあるのですが、第三者委員の設置というところでそういったところのシステムの苦情解決に対するシステムの導入も挙げられるかなと思います。あとは各事業所さんがサービス提供の質の向上の部分ですね、ワムネットなどで開示されている部分そういったところの部分、第三者サービスの評価によるサービスチェックというところも権利擁護支援の制度として挙げられるかというところになります。今、実施している事業についてということで、一つが日常生活自立支援事業、これは三重県社会福祉協議会が実施主体で、県社会福祉協議会の方から委託されて松阪市の社会福祉協議会が松阪市で実施をしています。あと成年後見に関する事業ということで松阪市成年後見センターの受託をさせていただいているのと社会福祉協議会独自で法人後見事業といたしまして社会福祉協議会としての法人としてその方の後見人として受任させていただいている場合があります。そういったところを社会福祉協議会の方で取り組ませていただいております。実際、権利擁護事業に関する部分については、行政さんとも協力しながらいろいろさせていただいている次第です。これからそれぞれ今日あげさせていただいている日常生活自立支援事業と成年後見に関する説明を担当の方からご説明させていただきますのでよろしくお願いします。

会長

権利擁護全般についてお話ししていただき、社協の方の事業について再度説明いただきました。その社協の方で対応されている日常生活自立支援事業について現状と事例ということで、同じく社協の松阪日常生活自立支援センターからお話をいただきます。松阪日常生活自立支援センター

松阪市社会福祉協議会松阪日常生活自立支援センターで専門員をしています。

この日常生活自立支援事業についてどのような制度かを説明させていただきます。

厚生労働省のホームページに記されている文章ではあるのですが、日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うものと記されています。判断能力が不十分な方というのは支援があればご自身で意思決定を行える方が対象となります。認知症、知的障害、精神障害がありながら福祉サービス等を利用しつつ生活できる方が基本的な利用対象者になります。逆に何でもご自身でできる方は身体障害等で物理的に銀行に行けない、また、お元気だけど認知症等の何かしらの症状がないという方はこちらの対象ではないと判断させていただく場合があります。認知症の診断や障害の手帳の有無を問わずご本人が抱えている課題がどの問題に属するかということで、対象者を判断させていただいております。それをどうやって判断するかというと契約前にいろいろな項目を質問させていただきご自身のこと、生活のことをどこまで自分で把握されているのかを計らせていただきまして契約できるかできないかを決めさせていただいております。

日常生活自立支援事業なのですが、三本柱がありまして三つの援助で支援させていただくこととなります。

まず一つ目が福祉サービス利用援助というものになります。日常的な困りごとをあげていただきまして福祉サービスの利用を関係機関とともに検討したり、また解決制度の利用を提案させていただいて嫌なことがあった時に嫌だと言える状況を作らせていただいたりしています。ただあくまでもご本人のこういうところを大事にさせていただいているところで社協は主体的に行うのではなくご本人さんありきで進んでいく話になります。

二つ目が日常的金銭管理サービスといいます。こちらにご相談されるほとんどがこの日常的金銭管理サービスの必要性から相談があがってくることが多いと思います。サービスの内容といたしましては、福祉手当の受領に必要な手続きや医療費や税金、公共料金等を支払う手続き、また日用品の代金を支払う手続き、ここでポイントなのがヘルパーさんではないので買い物代行ではなくてお金を支払いに行く手続きの支援になります。また、ヘルパーさんやデイサービス等の福祉サービスの利用料を支払う手続きもさせていただいています。ご本人さんから通帳や印鑑を預らせていただくのですが、通帳に社協の職員でもお金をおろせるような権利を設定させていただいて代わりに銀行に出向きご本人さんの口座にお金を出金して届けたりして各種支払いに回らせていただいています。

次に、書類等預かりサービスといいます。大事なものは預かりますということで、そこに書いてあるものがこちらでお預かりすることができます。ただですね、宝石類や貴金属等はお預かりできません。基本的にお一人の利用者さんに対して二人体制で支援をさせていただくことになります。まず一人目が専門員という仕事になります。社協の事務所でご本人さんの支援計画を立て関係機関との連絡調整を行っているのが専門員です。私もこの仕事をさせていただいております。この専門員の立てた支援計画に基づいて定期訪問等をするのがこの生活支援員になります。利用者にかかる各種支払い、医療費や福祉サービスの利用料等の支払いに回っていただきご本人さんに生活費をお届けしたりするのも生活支援員になります。今、松阪市内では約30名の方が活動していただいております。うち一人は社協の常勤職員であるのですが、他は受け持ちの利用者の支援日にのみ出勤してもらう非常勤職員さんに動いてもらっています。ここで非常勤職員さんをお願いしているかといいますと地域の中で権利擁護の意識を持つ方が増えていけばいいなどできるだけ地域の中で動いてもらうことを意識しております。

続きまして、相談の現状についてお伝えさせていただきます。こちらは、今年度の相談の現状になります。4月から9月までで一番多いのが居宅介護支援事業所、ケアマネジャーさんからの相談と思います。次に地域包括支援センター、市役所なのですが、高齢者支援課や障がい福祉課からの個別支援に来られることが多いところからの相談が多いと思います。社協内部から地域のなかで困っている方がいるのですがということで相談があがってくることもこの半年はあったかと思います。ご本人さんが直接来られてご親族さんから相談を受けたりすることもありました。この相談内容といいますと福祉のサービスを利用しているけど利用料の滞納が続いていて継続して利用する

ことが難しくなっている。また、障がいや認知症によって金銭の管理ができず困っている、公共料金の支払いができず電気や水道、ガスが止まっていて生活が成り立たなくなってきた、アパートで生活を始めるにあたり金銭管理の援助が必要ですよという相談が多いです。松阪社協で今契約させていただいている利用者さんの現状となります。この9月末現在となりますが、194名の利用者さんがみえます。内訳はご覧のとおりとなります。90代の方から20代の若い方まで幅広い年齢の方に支援をさせていただいております。日常生活自立支援事業の推移になっております。令和元年度までは、松阪市、多気郡明和町、多気町、大台町の利用者も支援させていただいておりましたが、令和元年度から三重県社会福祉協議会の方針によりまして各自治体の社協さんが各自治体の利用者さんを契約することになりましたので平成30年度から令和元年度までは少し件数が減りました。しかしこの2年でまた利用者さんが増加傾向にありまして右肩上がりになっています。

続きまして、三つ目。事例を持ってきましたので紹介させていただきます。

精神疾患のあるAさんです。60代女性で統合失調症を若くから患っておられました。お母さん亡き後、一緒に住んでいた借家で一人暮らしをされています。現在は週2回、介護保険でヘルパーを利用しています。この方ですが、この事業を利用したきっかけはお母さんが亡くなられた時でした。お母さんが亡くなられた後、生活費のやりくりがわからず公共料金の支払いもわからなかったことで滞納が続いていました。ライフラインが止まり生活が成り立たない状況となり福祉が介入することになりました。当事業の支援内容につきましては、医療費やヘルパー利用料、家賃等を支払い代行させていただくことでご自身の手元には使えるだけの生活費をお渡しさせていただくことになりました。ライフラインを考えなくても生活していけるような環境を作らせていただきました。また、定期的に訪問させていただくことでお一人暮らしの状況を確認させていただき、将来的にお金が無くなったらどうしようかという不安を常々抱えておりましたので大丈夫ですよと声掛けをさせていただいて不安の解消に努めました。このようなお金の面で支援にあたらせていただくことで安定した在宅生活の継続に繋がったかと思っております。

続きまして、知的障害のBさんの紹介をさせていただきます。70代女性の方で療育手帳A2を持っております。借家で一人暮らしをされており、長年就労継続B型作業所に通所されておりました。年齢も高齢になってきましたので、現在はデイサービスの利用と介護保険でのヘルパーさんの利用をされています。このBさんが抱えています課題といいますのが、知的障害からお金の計算が出来ずあるだけ全て使ってしまうというような状況でした。また、字も読めないため郵便物の確認が分からず必要な手続きが出来ない、そのようなことがありましてこちらの事業が介入させていただくことになりました。このBさんですが、お金を使いすぎることが多々ありまして毎週1回1か月分の生活費を1週間分に分けてお届けしていました。しかし、現在はある程度生活費の範囲でやりくりできるようになられまして月1回の生活費をまとめてお渡しさせていただくようになりました。また、ご本人さんの意向で医療費を福祉サービスの

利用料は自分の手で払いたいという想いがありまして金額をご本人さんから聞き取り必要額を本人に渡しご本人さんから各支払いが必要なところに支払ってもらうという体制をとらせていただいております。このBさんの支援についてはご本人さんの意欲も取り入れて出来ることはこちらで取り上げてしまわずご自身でもらおうというようなことが活かされた支援をさせていただいています。

三つ目の事例に移らせていただきます。

高齢の両親、障害の娘さんがいらっしゃいます。複合的な問題を抱えた家族の紹介になります。お父さんAさん86歳は、デイサービスではとても明るく利用者職員間の関係も良好な方です。少し家族や関係機関に対しては、暴言・暴力があります。お母さんBさん82歳は、喫茶店経営をされています。ただ経営しているのかな？というような怪しい感じではあるのですが、ご自身では喫茶店を経営しているのだというような想いがあります。少し認知症かなと思うことが増えてきた状況の介入でした。また、お父さんを怒らせると怖いと感じておりましてお父さんに気を使われている関係性です。娘のCさんは精神障害を患っておりまして買い物と通院程度の外出をされている方です。この家の課題ですが、お父さん自身、家族のことに関しては介入されたくないという関係機関が関わるにとっても強い拒否を示されています。また、お母さんBさんは過去の経験から何でも自分でできるだという気持ちが強い方です。娘のCさんは自分で金銭管理をしたことがなくお金が欲しくなったらお母さんにお金をちょうだいということです。この三人の年金収入をたしても金銭的にはとても厳しい状態の世帯でお金のやりくりを考える必要があります。とある支援日、生活支援費をお届けにありました。その時に、お父さんは契約時には問題なく社協に通帳を預けられたのですが、徐々に不満を感じているようでした。その不満が爆発しまして社協職員に椅子を蹴って暴言を吐くような行動に移られました。そこで社協職員が認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターに協力をお願いさせていただきました。親族の協力のもと、お父さんの精神科受診につなげることができました。その受診の時にお父さんがドアを蹴るなどの行為がありまして、そのまま精神科に入院することとなりました。受診の時にお母さんも認知機能の検査を受けてみることになりました。お父さんが入院して二人暮らしが始まった時に伺ったことがあります。お母さんはお父さんのためにと食事の準備を一生懸命されておりまして、レシートから読み取れました。お父さんが入院したことで買い物の内容に偏りが出まして、毎日同じもの、おそばと助六をずっと何日も何日も同じようなものを買われていることがわかってきました。お母さんが受けられた検査の結果ですが、長谷川式MMSEとFABを受けていただいたのですが、特にFABについては著しくひどいことがわかりました。このことから計画を立てることは難しいかもしれないというようなことがわかりました。それがどのようなことかと言いますとレシートを確認させていただきますとおそばを食べたい時にはそばとつゆ、みそ汁を作りたい時には味噌、わかめ、豆腐を一度に買ってくるのではなくそれぞれひとつずつスーパーに買いに行かれていました。何十分後に買われた履歴のレシートが出てきて、計画ができずいろいろなものを買いに行ったりしている

ことがこのレシートからわかってきました。実はこの件については終結しておりません。現在の状況なのですが、お父さんは現在も入院中ですが、そこで社協の支援としましては医療費等の支払い代行支援をさせていただいています。お父さんが退院された後は施設入所等を想定しまして、金銭管理の見通しをあげさせていただく予定です。お母さんに介護保険サービス、娘さんに障害福祉サービスが介入することになりました。福祉サービスの利用料の支払いを代行させていただいたりしまして、家の中が大変なことになっていたのですが、ヘルパー支援を介入したことによってある程度の居住空間が確保されるようになりました。娘さんに障害福祉サービスが介入してはいるのですが、通院乗降のサービスの介入で、今までタクシーで通院していたのが費用の軽減が図れるのかなと思っております。自立支援医療の利用がされていなかったことからこちらで娘さんと一緒に申請代行させていただきまして、医療費の負担軽減に繋がることができました。どれくらいこれで変わったかといいますと、月の医療費が一万円程かかっていたのが月額上限 2,500 円までになり、経済的負担が減ったかと思っております。

最後になりますが、あくまでもこの日常生活自立支援事業はご本人の意思のうえで支援させていただいております。利用者ご本人に出来ることがあればアドバイス等をして出来ることは極力させていただいたりすることを考えさせていただいております。また、ずっとこの日常生活自立支援事業を使っただけでなく認知症の進行や相続等の短期のイベントがあった時は成年後見制度に繋がせていただき、若年層の方でしたらご自身で金銭管理ができるよう家族の支援にあたらせていただきます。以上で私からの説明は終わらせていただきます。

会長

具体的に関わっておられる事例ということで、わかりやすくご説明いただいております。またご質問とかあれば後ほどまとめてお引き受けしたいと思います。

それでは続けて成年後見制度利用状況について松阪市社協の松阪市成年後見センターより資料 6 を用いてご説明をいただきたいと思っております。

松阪市成年後見センター

成年後見制度の利用についてということでお話しさせていただきたいと思っております。

今日のお話の流れです。成年後見制度についてということとその後見制度のセンターで受けている相談の内容についてということと申し立て手続きということについてお話しさせていただきたいと思っております。

まず、成年後見制度とはということ、どのような方が利用するのかということ、を説明させていただきたいと思っております。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約や手続きなどをする時に不利益にならないように支援する人成年後見人等を選び法律的に支援する制度になります。その後見制度が介護保険と同様に 2000 年にスタートしまして、福祉サービスの利用が措置から契約に変わったことで契約に必要な判断能力が不十分な人への支援とし

て施行されることになりました。先ほど説明がありました日常生活自立支援事業と成年後見制度というのはどういうふうなところが違いがあるのか説明させていただきたいと思います。判断能力が不十分な方への支援という点ではどちらも共通していることになるのですが、成年後見制度の方が日常生活自立支援事業よりも支援できる範囲が大きい点に違いがあります。日常生活自立支援事業では日々の生活に必要なサービスであったりとか医療費の支払いであったりとかそれに伴う手続きもあくまでも日々の生活での必要な支援の範囲になるのですが、それを超える範囲、例えば不動産の売買であったりとか相続手続きであったりとか大きな財産に関する取扱いであったりとか施設や病院とかの入所の契約など必要ですが、本人さんには手続き契約がちょっと難しいということがあれば成年後見制度の利用を考えてもらう一つのタイミングになるのかなと思います。

次は、成年後見制度の枠組みについてです。大きく二つに分かれています。法定後見制度と任意後見制度です。本人さんの判断能力によって法定後見制度は三つに分かれています。補助、補佐、後見という形で本人さんの判断能力によって法定後見制度は三つに分かれていて、任意後見制度は将来の判断能力の低下に備える制度になります。それぞれ法定後見制度の方は支援する方を補助の方は補助人さん、補佐の方は補佐人さん、後見の方は成年後見人ということでそのように支援する人がおりまして、法定後見制度で支援する方を説明させていただきます。

令和4年度の成年後見制度で相談があったケースの本人さんの状態の内訳についてです。今年度令和4年度の4月から9月まで相談があったケース103件ですね、あったのですが、その内訳です。半数強が認知症の方、続いて精神障害、知的障害の方が続いて、任意後見制度将来のことが少し心配なので相談に来ましたという方であった一部不明の方もありました。

次、実際の相談者の内訳になります。親族の方、その方に関わる福祉の関係の支援者の方が大体40%ずつでほぼ同数、その次に本人さん自身が困っているということで相談に来られたりしました。その他のところでは親族ではないのですがこの人の知り合いで相談に来る方も一部ありました。たくさん相談があったのですが、実際にセンターの方で後見制度の申し立ての書類作成のお手伝いをさせていただき面談の同席とかで関わらせていただきましたのが13件でした。

相談の傾向としましては、担当で今関わらせている利用者さんで後見制度を利用した方が良いのかなというような初期サービスが効果的だと思います。市町さんからの相談というのは成年後見制度の利用を考えるきっかけになります。先ほどお話をさせていただきました相続であったり土地の売買であったり大きな何か法律的な手続きが必要な状況になって相談に来られるケースが多かったように思われます。申し立てのきっかけになった次のスライドを見ていただいて、こちらは令和3年度の厚生労働省の資料になります。後見センターに相談に来られた方が実際に申し立てを考えるきっかけになった場合も預貯金の管理とか解約とか不動産の処分が必要とか相続手続きとか保険金の受取というようなことが主な理由であります。

実際に預貯金の管理、解約についての相談の実際の事例を紹介させていただきます。
お兄さんは脳梗塞で入院されています。入院費の支払は家族さんがされています。これまではATMで出金されて必要な医療費等々の支払をしていたのですが、普通預金の残高が少なくなってきました。定期預金を解約したらいいかなと思って窓口に行かれた家族さんは家族では解約はできないと言われてしまって困ってしまいました。本人さんといえば脳梗塞の後遺症で窓口では成年後見制度を利用してくださいと言われてご相談がありました。本人さん特養へ入所中で施設に入所するまではお一人暮らしで自分で金銭管理をして、家族は離れたところに住んでみえたのですが、それぞれ別で生活されていたのですがどこに金融機関の通帳があるのか家族さんではわからない、家族さんが利用料を立て替えて支払っていたようなのですが、自分たちの生活もあって施設の利用料と自分たちの生活と両方支払っていくのはなかなか大変になってきたので本人から払えるようにはできないのかということで相談がありました。家族さんの思いとしては、本人のサービスの利用料を支払うために成年後見制度を利用しないといけないのかなあという思いがあるなかで相談に来られていたのかなと思います。

次のスライドです。これは2021年の朝日新聞から抜粋させていただいたのですが、お兄さんに代わって医療費や施設の利用料の支払をしたいという思いがあるのですが、金融機関さんとしては、お兄さんの判断能力が低下した状態での取引というのは後々訴えられたりするリスクがあるというところで、慎重になられて成年後見制度を利用してくださいということをお声かけされることが多いようです。家族さんからの心情からすると、成年後見制度を利用するには頭も費用もかかる、家族のお金を第三者の方に認めたくないという思いがあって、結構銀行と家族とのトラブルが多発していたということです。21年の2月のあたりから、基本が成年後見制度を使ってくださいというところがあるのですが、状況に応じて親族さんの引き出しにも応じてもらえるよというところが、ちょっと応じるようにしてくださいねという通達が出まして、それから1年半ぐらい経つてくると、相談に来られた方でも請求書や領収書を窓口で見せて本人さんの支払があるというのを確認できると出金させてもらい、入院中の本人さんに電話をして意思確認が取れたら入院代の支払に応じますよとか、金融機関によって対応がいろいろなのですが少しずつ柔軟に対応していただける銀行も増えてきたかなあというふうに感じます。先ほどのような相談があった場合は銀行の窓口で相談されたら何とかなるかもしれないし一度相談してみてもいいかなということをお声掛けさせてもらうこともあります。

次は身上保護の事例です。本人さん76歳の男性で要介護4の方です。ご両親が亡くなられて一人っ子さんです。結婚はされたのですが離婚されてお子さんもいない、お一人の方です。元々、日常生活自立支援事業の利用者さんで、自宅にて脳出血で倒れているところを発見されました。救急搬送され脳血管性認知症の診断があります。身寄りがなく金銭管理や施設入所の契約等の必要性から成年後見の申し立てを行うことになりました。そして松阪社協が成年後見として選任されまして信任することにな

りました。この方特別養護老人ホームに入所されることになりました。特養入所後の経過についてお話をさせていただきたいと思います。特養入所後、徐々に心肺機能が低下され、とろみをつけた食事を提供してもらっているのですが、むせたりしてだんだん口から食事をとるのが難しい状況に徐々になってきていました。今後心配されることとしては、栄養失調とか誤嚥性肺炎とか危険性があるという状況がありました。そこで関係機関が集まりまして胃瘻をつくるかどうか会議を開催させていただきました。お医者さん、看護師さん、病院・施設の相談員さん、施設の看護師さん、栄養士さん、介護職さん集まって本人さんの意向を聞かせていただく会議を開かせていただきました。医療同意ができない立場にありまして、この会議自体は本人さんが亡くなる1年3か月前に開催させていただきました。口から食べることで窒息死するかもしれないとか、状態がこのまま悪化してしまうと本人さんは施設で最後までということを希望されたのですが、施設が対応できなくなるかもしれないということも説明させていただいたのですが、本人さんは仕方ないと話されて胃瘻については体を痛めるのが嫌だと熱が出るよりも体に穴をあける方が嫌だと鼻から入れるのも嫌、食事は口から食べたいと意志をはっきり示していただいたので、これらのことを関係機関で共有させてもらって対応させていただきました。あと、死後のことについてですが、本人さんから聞き取りをさせていただいたところ、宗教は仏教だと言われたのですが、実際の細かい宗派であったり、お墓はどこにあるかということは本人さんから聞き取ることは難しかったのですが、この死後の対応ということは日頃から関わっている職員さんからもその都度話をさせていただいて、時間をかけて意向確認をさせていただいて最後は永代供養してもらおうNPO法人さんと契約させてもらって、裁判所のパソコンの許可を出してもらって火葬までお手伝いさせてもらったというようなケースでした。本人さんの意思確認出来る間にしっかり確認させていただいて、関係機関でしっかり共有することができたので対応できたケースかなというふうにごく感じています。

あと、成年後見制度なのですが、判断能力の不十分な本人さんの代わりに代理代行で権限があるのですが、本人さんが自分で決定する権利を奪うということでもありません。今後の制度の方向性になってくるのですが、今までは後見人さんは本人の財産を管理するところが主として求められることが多かったのですが、それだけではなくて、本人さんの意思を尊重した支援をこれからはできる後見人さんが求められるということに制度としてなっています。本人さんの判断能力が不十分というところなのですが、本人さんが分かる形でお話しさせてもらったり情報提供させてもらったり本人さんがどう考えているかを引き出せるようなアプローチ関わりが後見人さんには今後求められてくるということになってきます。

次は、申し立ての手続きについてお話しさせていただきたいと思います。まず、申立人を決めるには申し立て書類を作って裁判所に提出する必要があります。まず、誰が申立人になるのか、その次に申立書を作って必要なものは依頼して裁判所に提出をして、その書類の審査とか面談とか必要に応じて鑑定があり、そしてその後後見人が決まるような流れになります。裁判所に書類を出してから後見人が決まるまで3か

月から4か月ぐらいで決まることが多いのですが、本人さんの判断能力を詳しく調べる鑑定というのが必要という判断になるともう少し時間がかかってきます。

次、申立人をどのように決めるのかという話です。まず、誰が申立人になるかというところを検討するのですが、誰でも申立が出来るというわけではなく本人さんか配偶者の方か4親等以内の親族さん、どなたもみえない時は市区町村長など出来る方が決まっています。まず、誰がなるかというところを決めて、申立ての権限のある人は申し立て出来る能力があるのか、申立ての書類を作ることができるのか、申立にかかる費用が負担することができるのかというところをまず相談に来られた時にお話しさせていただきます。

次に、誰がするのかというところなのですが、まず相談に来られた方本人さんの状況を確認させていただいて本人さんが申立人になることができるかどうか聞き取りをさせていただきます。出来る場合は本人申立で話を進めていくのですが、出来ない場合は4親等以内の親族さんで誰か出来る人がいるかというところお話しさせていただいて、その方がなっていたら親族さん、どなたもいない時は市長申立で出来ないかということで市の方に相談させていただいたりしています。

その次なのですが、書類を誰が作るかというところで本人さん書いていただけたら書いていただけて、書いていただけない場合は弁護士さんや司法書士さんの専門職さんが申立書類を作ってくださいとできますので、申立人が作るか依頼するかという形で申立書類を作っていきます。申立書類というのは結構、見本を持ってきたのですが、大体、この中ですべてが必要ではなくてA4の紙で片面刷りで30頁ぐらい状況によって必要でないものもあるのですが、結構ボリュームがありましてなかなか高齢者の方で書いていただくというのは実際なかなか難しいのかなというところと50.60代の方でしたら見本もついていますのでそれを見ながらこちらで書いてもらった書類のアドバイスとかお手伝いさせていただいて、書いて申立まで行かれる方もあります。大体2~3回やりとりさせていただいたら裁判所へ提出するところまでできる方がほとんどかなとは思いますが。あと、申立ての書類を出した後に裁判所での面談がありますので、申立人になられた方というのがどういうことで申立をしているかという状況がある程度理解できる方でないと申立てを勧めることが難しいというところにも課題があるとして、手続き自体書類もたくさんありますしなかなかスムーズに進んでいかないところがあるのかなというふうに感じます。

次が費用についてこちらも厚生労働省の参考資料になるのですが、大体一番上の欄に申立てのわかる費用が細かい字になるのですが、書いてあるのですが収入印紙とか登記の手数料とか切手代とか先生に書いていただく診断書とか住民票とか1万円から2万円ぐらいであれば申立の費用、諸経費としては進めていくことができるかなと思うのですが、先ほども鑑定がある場合があるという話をさせていただいたのですが、その場合は別途5万円から10万円かかってきます。非課税とか預金等の一定の状況を満たしていれば松阪市の利用支援機構がありまして、申立費用であり専門職の方が付かれた場合の報酬とかを助成してもらえます場合があります。先ほど、申立てのところ

でお話しさせていただきました弁護士や司法書士の先生に申立書類を作ってくださいということでお願いした場合の費用というのはこちらの利用支援事業の対象外になっています。

次に、申立に必要な書類を準備するということで、まず依頼する書類がありましてケアマネさんとか計画相談の福祉の関係の方に本人状況シートという本人さんの生活の様子を客観的に情報を書いていただいで、どのような生活上の課題があるかというのを福祉の関係の方に書いていただく書類があります。もう一つが本人さんの判断能力の低下の根拠になる診断書ですね、こちらの方を先生の方をお願いするのですが、相談の中での聞き取りで本人さんの認知症とか精神障害ある方で相談に来られる方ですが、特に大きな問題行動がなければ近隣の内科医の先生に診てもらっている方が多いのが印象です。また、相談内容からこの方認知症とか精神障害とか知的障害あるのではと思う方でも、受診自体を拒否されてなかなか病院受診に繋がらないところがありますと診断書がないと申立がなかなか進めていくことができないので、診断書をどう準備すればいいのかということで申立がなかなか進んでいかないケースもあったかなと思います。申立書類に書いてある内容によってこの申立てをした方がふさわしいかどうかということを経理の方で審理をします。その結果、お父さん、お母さんの後見人に娘さん、息子さんがなりたいという場合でも選ばれないという場合もあります。置かれている状況とか財産状況によって弁護士さんとか司法書士さんとか社会福祉士さんとかの専門職が選ばれる場合があります、そうすると第三者の方には報酬が発生するのでそのあたりのところでお金がかかるのかということと自分がなれないのかということで、ちょっともう少し考えますということで申立を見合わせている方も何件かケースとしてあったかなということと、実際きっかけとなった相続、土地の売買とかが済んでも将来にわたって特に本人さんの判断能力が回復して大丈夫ですとなるとどうしようかなと迷われる方もあります

今後の制度についてなのですが、令和4年度から成年後見制度利用促進基本計画第2期にあたっておりましてこの中で本人さんのニーズにあった制度の利用ができるよということがこれから考えていく課題に挙がっています。相続とか必要な時だけスポットで制度が利用できたり、本人さんの状況が変わって本人さんのニーズにあった後見人さんが交代できたらいいよねとか本人さんの意思が尊重できる意思決定できる後見人さんが研修を受けたりということで本人さんにとってメリットのある制度をこれから見直していくように検討していきましょうねというような今流れにはなっています。

私の方の話は以上で終わらせていただきます。

会長

今、お三方に権利擁護に関して順に話をいただきました。ここから委員の皆様とともに意見交換ということで進めていきたいと思ひます。今、

日常生活自立支援事業、そして成年後見制度、具体例を基にお話しいただきました。

もちろん専門職や住民あるいは行政として様々な関わり方が既になされている訳で

すが、この辺りについて皆様もお三方についてご質問、聞いておきたいことがあればその辺りから始めていきたいと思います。まず、委員の皆様からそして委員の皆様からまずご質問とかお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

日常生活自立支援事業でお伺いしたいのですが、一つは福祉サービス利用援助で保証人にはなってもらえるのですか。

松阪市社会福祉協議会

そこですね。よく言われるのですが、基本的には保証というところになってくると日常生活自立支援事業の中ではできないこととなります。そういうニーズがある場合は地域の中でも保証協会とか保証をしてくれる団体さんとかそこをご紹介させていただいたりつないだりというケースで対応させていただいている形になると思います。

委員

もう一つ、書類預かりのところでその書類の中に遺言書などは入るのですか。

松阪市社会福祉協議会

実際、遺言書を預らせていただいているケースあります。ただご本人さんのご遺志ということもありまして中身は一封させていただいて遺言書という形でお預かりしています。

委員

例えば、もう少し砕いてからもめんノートのようなものもあるのですか。

松阪市社会福祉協議会

もめんノートはいまだにないのですが、ご本人さんももめんノートぐらいならご本人さんご要望であれば預かれるかなと思います。ただ、預かるものであるので値段をおくもの、例えば、株とか宝石とかは御免してくださいとしています。

会長

他にご質問とかいただければと思います。

委員

社会の隙間を埋めるというのはすごく大事なことでいい事業かなと思います。利用料というのはかかってくるのですか。

松阪市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業に関しては、1回支援させていただくにあたって1,200円いただいております。ただ、生活保護の方とか非課税の方で預金額が少ない方に関しては利用料自体がなかなか出しづらいという方もみえますのでその部分の方に関しては減免をさせていただいております。1回生活費をお届けさせていただくとか支払いの代行をさせていただく利用料です。あと、通帳とか印鑑とかお預かりさせていただいている預かり料の料金は年間で3,000円、月が250円です。金庫の保管料ということで3,000円いただいております。

委員

この財源は？

松阪市社会福祉協議会

財源に関しては、県の方から県社協を通じて委託費という形でいただいております。

委員

なかなかこれって商業ベースではむずかしいと思うのですが、僕の知り合いで会費を集めてやってみえる方がみえて、それは後見人制度、日常生活自立支援事業は社会の隙間を埋める事業で大変いい事業だと思います。

松阪市社会福祉協議会

ありがとうございます。やはりですね、制度の狭間の部分ですね、福祉のサービス、介護保険のサービスに比べたらはるかにレアなケースが多いということになります。狭間をどう埋めていくかということによってこのような事業としてあるかなと思います。

会長

他に続けていかがでしょうか。

委員

はい。すいません。ちょっと後見人制度のことについてお伺いしたいのですが、先ほどスライドでも見せていただいた 18 頁のところの計画における課題というところの最初のところに後見人等は本人の意思を尊重しない場合があるというところがありますが、本人さんの意思がはっきり後見人さんが自分にとって利益がないということを目指されたとしてそれをどこに不服申し立てしたらいいのでしょうか。どこがどう回答してくださるのか、あるいは、第二期計画のところには改善するというようなことが書いてあるのですが、本人さんが非常に困ってみえる時にそれをどの機関に申し立てたらいいのか教えていただきたいと思います。

松阪市社会福祉協議会

成年後見制度自体が裁判所からの選任というところがありますので、基本は裁判所かなとなります。ただ、実際、ご相談というのは裁判所の方から聞いてはないのですが、ひょっとしたら実際あるのかもわかりませんし、またそこは確認を、今後こちら地域との連携というのは必要かなということは感じておりますのでそこを含めて検討させていただければなと思います。

委員

質問させていただいたのは、こういう話を時々聞くのです。聞いてくれない、後見人さんは付いているのですが、自分が言ったことを全然聞いてもらえないということを聞かせてもらった時に、それを後見人さんに直接ご相談してもはっきり言って聞いてもらえないので、そこの関係なのでそれをどこへもっていったらよいかということ第三者なので裁判所へ訴えるとそれはできませんと。成年後見人、誰が選任されてかの不服の申し立てはできませんということになるのかしれませんが、全然取り合ってもらえないというようなこと言われた時に、裁判所のことであるので私たちも全然わからないので、それをまずどこへ申し立てたらいいのかわからないかちょっと知りたいたいと思ひまして。直接支援を受けている方が市民として知り合いがあったとしてもその方が

すごく困ってみえる時にどこにそれを最初に言っていったらよいのかわからないので所長さんに言ってくださったので最初に所長さんにもっていったらいいのかあるいはそういうところがあるのか聞かせていただきたいのですが。

松阪市社会福祉協議会

成年後見制度の中に監督人という制度がありますので、ただ社協ではまだそこまでできていない状況なので、これからどうしていくのかということになります。ただ、制度の中で後見の監督人という形で、例えば、先進的なところであれば市民後見人という活動されている地域もありますので、東京ではそうなのですけれど、そういった中で社協が後見監督人になって市民後見人の動きを監視するではないですけど、監督機関として動いている社協さんも実際あります。松阪はそこまで実績がないというところもあります。これからそういう形で実績を積んでいけるかどうかというところもあるのですが、後見人に関する苦情申し立ての機関というところも地域の中で考えていく必要があるのかなと思います。先ほどのご質問の中で思った次第です。

委員

どこへ話を持っていったらいいのかということは、今日こういう議題があったので質問させていただきました。

会長

制度上の改善点でもあると思いますので大事な点かなと思います。

委員

具体的に事例を交えてわかりやすくご説明いただきましてありがとうございます。お聞きしたいことたくさんあるのですが、時間がありませんので絞って質問させていただきます。日常生活自立支援事業のことなのですけれど、いただいた資料の10頁、相談元の現状というところ、直接民生委員さんからのご相談はなかったのでしょうか。なかったのであれば理由があるのかどうか。

松阪市社会福祉協議会

民生委員さんに関しては、地域の中で地域包括支援センターが根付いているということもあって支援センターを通じてご相談いただくとか、あと社協で地域担当制を敷くようになりまして地域担当の職員を通じて民生委員さんからこういう相談があったという二次的な部分でご相談いただくというケースがあります。

委員

民生委員さんが関わっていないということではないということですかね。

松阪市社会福祉協議会

そうですね。

委員

同じく自立支援事業であげていただいたAさんの事例なのですが、精神疾患の方で女性ですけども、障害者の方で特にご家族の方が一番心配されることが親御さんの先に亡くなった時に後の子どもさんのことが心配だというお話をよくお聞きしますが、この方の場合はお母さんが亡くなってからすぐにこのAさんの支援が入られたのかど

うか経過として把握されていますか。

松阪市社会福祉協議会

この方の経過としては、お母様が亡くなられてすぐという訳ではないのですけれど、ちょっと支払いが滞っていたので介入が入ったという経緯があります。

委員

この辺りはできるだけタイムラグのない形で連携が取れるといいかなと感じました。成年後見制度に関して、これも同じく事例の中で身上保護 11 頁のところまで永代供養をしてもらえる NPO 法人と契約をすることなのですが、この永代供養は例えば本当にしていただいているのか誰が確認するのか不思議に思ったのですが、いかがでしょうか。

松阪市社会福祉協議会

そこは確認まではできてないのですけれど、こちらとしては最後火葬させていただいて社協法人後見の方でお骨を拾いに行かせてもらって、ゆうパックがお骨を送っていただけるのでゆうパックで送らせていただいて終了ということとさせていただきます。

委員

もう 1 件お願いします。14 頁のところまで後見制度の市長申立なのですが、これは松阪市の場合、年間平均何件ぐらい市長申立があるのかということと各市町村と比べて松阪市はどの程度なのか把握されていますか。

事務局

市長申立の件数は、高齢者と障害者といっしょにさせていただいている中で圧倒的に高齢者の数が多いのですが、年間 6 件から 10 件以内で市長申立の審判の審査会を開かせていただいているのですが、二けたにならないぐらいでここ数年推移しているかと思えます。他の市町の人数というのも県から報告いただいていますので、今すぐは申し上げられないですが把握はさせていただいております。

委員

県内の市民後見人の状況を把握してみえたら、松阪市の方で、または社協の方で市民後見人の養成等考えてみえるのかわかる範囲内で教えていただければと思います。

松阪市社会福祉協議会

後見の市民後見人に関しては、三重県内ではどこの社協もそこまではやられているところは少ないかな、以前、伊勢社協さんがしていたということは聞いておるのですが、市民の公募でした場合も問題があって一旦止めているということは聞かせていただいております。松阪市に関しては、地域の中で成年後見制度自体が令和 2 年に委託されてから相談件数は上がってきているのですが、ほんとに一般市民の方に根付いてというところがなかなか土壌が固めきれないというところもありますので、どうしていくか日常生活自立支援事業の中でも先ほどの支援体制の中での支援員さんを養成できるかということも含めてまさに協議をさせていただいているところです。

委員

また是非積極的にご検討よろしくお願ひいたします。

事務局

委員のご質問で成年後見制度の市長申立の件数についてということで、表が出てきたのですが、数はどの市町も推移はしていると思います。近隣で言いますと津市と四日市が13件という数字がありましては町レベルでは0件、1件、2件の数字がございます。松阪市の場合、去年は少なかったけれど、多い年もあるということで今言った数字が毎年の平均ではないとは思いますが、直近の数字でいきますとこういった数字になります。必要でしたらまた資料提供させていただきますのでおっしゃってください。

会長

続けて、いかがでしょうか。

委員

日常生活自立支援事業について、松阪市の地域包括ケア全体を考えた立ち位置の中でこの日常生活自立支援事業、これは当然連携が必要なので先ほどもご説明があったような認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターの中でも様々な連携しながらきちんとしてくのだと思いますが、そのための連携体制をセンターではどういうふうな立ち位置とか今後展開をしていこうと考えてみえるのかを教えてください。

松阪市社会福祉協議会

個別ケースで関係機関、ケアマネジャーさんとか支援センターさん、障害でいうとマーベルさんと連携をさせていただいているのですが、実際、大きい枠の中で地域の中でこれからどうしていくのか、行政といっしょにいろいろ協議させていただきながら後見成年センターと日常生活自立支援センター、連携や立ち位置、地域の中での役割を行政といっしょにいろいろ協議をさせていただいているところになります。

委員

コロナ禍で地域包括ケアというものが少し新しい形を迎えるかなと私も思っています。その中でやはりセンターの必要な時だけいろんなところを模索して事業をかじるのだけでなく立ち位置をしっかりともらってこの松阪の地域包括ケアの中でこういう連携をしていくのだというのをこれから先、きちんと繋げてほしいなと思いました。

松阪市社会福祉協議会

今後も行政と連携しながら、地域包括ケアの中でどういうふうな形でこの事業役割を果たしていけるかまた検討させていただきたいと思います。

会長

。続けていかがでしょうか。

委員

成年後見制度の9ページですが、本人に代わり口座からおろしたいとご家族が思われた時になかなかうまくおろせないというご相談などもよく受けるのです。9ページに載っているようなことが現実にあるわけなのですが、実際には後見制度を使うまでには至らなかったということをおっしゃってみえましたが、家族の方から全く同じ制度の利用

には費用がかかるし家族の資産を第三者には見られたくないというあたりのこととどうしたらいいのでしょうかというご相談も受けたことがあります。その時に銀行によって対応違うということもあるかと思いますが実際どうなのでしょう。銀行でそういうことは解決されているのでしょうか。

松阪市社会福祉協議会

そうですね。新聞報道で協会のことが新聞記事で載った当初は国がそういう方針を出してきていますということでお話をさせてもらった。その当時はなかったのですが、この半年ぐらいで、柔軟な対応をしていただける金融機関が相談件数の中では増えてきているかなという実感が出てきているところで、同じ金融機関さんでも支店によって対応が違うというところがありますので絶対大丈夫ですというところまではいいのですが、少しずつそういう方向には金融機関さんに採用していただけるようになってきたのかなと思います。

委員

案内はしてくれるのですが、その後どうなったのかなと追及もできませんので気がかりなところで、どうなのでしょうねと話題になったりすることもありますのでありがとうございました。

会長

支店によって違うということを私も聞きます。支店の担当者が異動するとまたあるのですよね。そういうことは徐々に無くしていくという銀行側の取り組みもちょっと関与できるというかなと思っていますけど。銀行だけにお任せするのもかなり温度差があるので。ご本人もそうですけれど。ご家族が何より困っているのです。

委員

日常生活自立支援事業の対象の方で教えてほしいのですが。ここに認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方と書いてあるのですが、認知症の方で若年性の方で制度が無くて悩んでみえて、自分の利用したいものがないと全国的にいわれているのですが、ここにわざわざ認知症高齢者と書いてあるので若年の方で認知症の方は使えるのですか。

松阪市社会福祉協議会

ケースの中で若年性の方もみえた方が実際過去にはありました。あとですね、高次機能障害の方も判断能力が不十分ですので契約しているケースもあります。

委員

自分自身が鈴鹿で認知症の人とサークルをやっているのです。含みができるのであれば文章を出してもらった時に何かそういうくくりについて高齢者とつけてもらわなくてもと思います。

松阪市社会福祉協議会

ご意見ありがとうございます。実際、三重県社会福祉協議会のパンフレットには認知症高齢者とうたっていますので、これから県社会福祉協議会にはこういうご意見がありましたとお話はさせていただこうかなと思います。

委員

事例を出していただいて、皆さんが生懸命やっただけという事で、自分だけが一生懸命やっているのではないことを聞かせていただいて、自分も頑張らないとあかんと思ったしだいです。教えてほしいのですが、日常生活自立支援事業というのは前々から素晴らしいと言っていてこれは利用しやすくいいよねと言ったと思うのですが、それに対して成年後見制度の問題点というのは、後見人の書類を書くのにやっぱりお金がかかるので、なかなかできないというのでこちらも進んでいない。ここを何とか松阪市が助成をして、さっきも専門医の先生がいろいろな検査をすればわかりますと。普段からかかり付けの先生、診ている先生は長く診ていますのでよくわかると思います。何を言いたいかと言いますと、かかり付けの先生がどんどん後見人制度等を利用して書いていただいてそちらの方をしていってほしい。日常生活自立支援事業はいっぱいということなのか、それとも日常生活自立支援事業は継続し、一人一人の負担が少ないようにこっちの方をしていくのか。お医者さんに書いてもらうのを松阪市が補助するのを増やしていくのか。どんどん増えてくると思いますのでどうしていききたいのかということ、日常生活自立支援事業では限界が来ていますと一人一人ほんとにたくさん事例があると思うのですが、どう考えてみえるのかそこを教えてくださいたいと思います。

松阪市社会福祉協議会

前回もお話しさせていただいたのですが、日常生活自立支援事業ですが、松阪市内でも190~200件弱らせていただいていますので、体制の方ですが、専属で6名+3名で兼務させていただいています。実際のところ、先ほどの事例であったようにB家のような事例というのが結構複合的な課題を持ったケースが多々出てきております。そういったケースに関しては別で重層的支援体制の中で包括推進員とか、認知症の方であれば初期集中支援チームとかと連携させてもらいながら何とかさせていただいている次第です。将来的には、成年後見制度を今後充実していくということも一つかなと思います。少子高齢化に伴いましてそういった事例が多々出てくるかと思えます。松阪市として、どういった形でご本人の意思決定支援ができるかということをお考えながら、後見制度や日常生活自立支援事業を社協としてやっていけたらと思っております。

会長

そろそろ時間になってきましたので、皆さんからいろいろお話しご感想をお伺いしたいところですが、最後に、今日お話しいただいた三方に少し一言いただければありがたいなと思えます。

松阪市社会福祉協議会

今日はほんとに貴重なご意見ご感想をいただきましてありがとうございます。また、このご意見等を参考にさせていただいて今後の事業、社協として権利擁護に関する事業の方進めていければと思えます。

松阪市成年後見センター

皆様の日頃から関わっていただいている方たちからのご意見や視点を聞かせていた

いただきましたので、これからセンターの方で活かせていけたらと思いました。

松阪市日常生活自立支援センター

一つ一つの事例で皆様のご協力をお願いする機会もあるかと思えます。その時にはこの事業があったなと思っていただけるとありがたいです。

会長

改めてお礼を込めて拍手で。制度もわからずに社協に任せすぎと僕はいつも思っておりますが。制度化されていくところもそうなのですが、制度化する動きを作っているのも、この辺も大変だと思えます。制度も発展させながら、そこが大変なのだということも今日の話を聞いて改めて思いました。そのことについてもっと周知を広げていくことと市民の方、住民の方、皆様方の理解を得ていく動きがさらに形成されるといいなと改めて思いました。ということで、時間になってきましたので最後に事務局の方からご案内等も含めてお願いできたらと思えます。

事務局

会長ありがとうございました。その他の事項になります。次回の開催になりますが、令和5年2月から3月ということで予定をしております。改めてご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日

たくさんご質問もいただきましたし大変勉強になったかと思えますが、アンケートのご記入をお願いしたいと思います。1枚ものでありますのでご記入いただいておりますし、リモートで参加していただいております方は郵送でお送りさせていただいた案内文のところにQRコードを付けてございます。そこから入っていただくとロゴフォームのアンケートの回答ができるようになっておりますのでご協力をいただければと思えます。よろしくお願いいたします。引き続き勉強しながら何事も地域の医療と介護の連携が進み、この会議で共有し深めていきたいと思っておりますので今後ともご支援をお願いしたいと思います。すべて終了になります。ありがとうございました。